

令和5年分所得税及び令和6年度住民税(国保税) 申告相談のお知らせ

今年の所得税及び住民税(国保税)の申告期限は、**令和6年3月15日(金)**までとなっております。
町では、日程表により申告相談を行いますので、指定の会場で申告を済ませるようお知らせいたします。次のような方は確定申告をしなければなりませんので、必ず申告を済ませてください。

◎確定申告が必要な方(令和5年1月1日～令和5年12月31日までに次のような所得があった方)

1. 営業・農業・自由業(外交員、塾の経営者等)等の事業を営んでいる方。
2. 地代・家賃・配当・譲渡(土地等の売買等)等の収入があった方。
3. 株式の譲渡があった方。
4. 給与所得者で、年末調整を行っていない方。2か所以上から給与を受け取った方。
5. 給与所得者で、給与以外の所得(営業・農業・不動産・一時・雑所得等)の合計が20万円を超える方。
6. 給与所得者で、源泉徴収票に記載されている扶養人数や所得控除に変更がある方。
7. 給与所得者で、事業主から町に給与支払報告書の提出のない方。(給与支払証明書等を持参願います。)
8. 年金所得者で、公的年金収入が400万円を超える方。
9. 年金所得者で、公的年金収入が400万円以下で公的年金収入以外の所得(営業・農業・不動産・一時・雑所得等)の合計が20万円を超える方。

※これらの方以外にも確定申告が必要な場合があります。詳しくは、白河税務署にお問合せください。

また、株や外国為替等の中でも専門の知識が必要な場合は白河税務署へご案内する場合があります。

◎住民税(国保税)申告の必要な方

1. 上記の「確定申告が必要な方」に該当しない方でも、住民税(国保税)の申告が必要です。
(収入がない方、または遺族年金や障害年金、失業保険などの非課税収入のみの方で、扶養されていない方は申告をしていただかないと各保険料等の軽減を受けられません。)

◎申告に必要なもの

1. 個人番号カード(マイナンバーカード)又は通知カードと本人確認のできるもの。
2. 申告者本人の通帳など口座番号がわかるもの。
3. 利用者識別番号をお持ちの方は、それがわかるもの。
4. 営業・農業・不動産収入があった方は、収入がわかる仕入れ・売上げ等の帳簿類、必要経費の領収書などを科目ごとに集計してお持ちください。(平成26年1月から記帳・帳簿などの保存が義務化されています。)

※農業所得を申告する方は、「令和5年分申告相談資料 収支内訳書(農業所得用)」に記入してお持ちください。

5. 給与所得や公的年金等の源泉徴収票(原本)。
6. 医療費の領収書等、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、生命保険料の控除証明書、地震保険料(旧長期損害保険料)の控除証明書、寄付金の受領書など。

※医療費を申告する方は、「令和5年分申告相談資料 医療費控除内訳書」に記入してお持ちください。

7. 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書をお持ちください。

◎町で受付できない申告

住宅借入金等特別控除、損失申告、青色申告、消費税申告

大変申し訳ありませんが、**白河税務署で開設している申告書作成会場**もしくは**e-Tax**にて申告していただきますようお願いいたします。

※相談時間短縮のため、申告資料等(領収書等)の事前集計にご協力ください。

◎問合せ先

・白河税務署 TEL0248-22-7111

・矢祭町役場自立総務課税務グループ TEL0247-46-4572

令和6年度住民税(国保税)所得申告相談日程表

申告月日	受付時間	行政区名	申告会場	備考	
2.15 (木)	9:00~11:00	茗荷区	茗荷多目的集会施設		
	13:00~15:00	内川区			
16 (金)	9:00~12:00	追分・高野谷地区	高野谷地多目的集会施設		
19 (月)	9:00~11:00 13:00~15:00	下関河内・ 上関河内・大塚区	山村開発センター		
20 (火)					
21 (水)		中石井・下石井区			
22 (木)					
26 (月)					
27 (火)		戸塚区			
28 (水)		関岡・高山区			
29 (木)					
3.3 (日)		指定日に申告できない 給与収入のみの方			
4 (月)		真木野区			
5 (火)		宝坂区			
6 (水)		山野井・金沢区		中央団地含む	
11 (月)		9:00~11:00		ニュータウン中山区	
		13:00~15:00		桃ノ木区	
12 (火)	9:00~11:00 13:00~15:00	館本区	東館団地含む		
14 (木)		石田区 上野内区			
15 (金)		小田川区			

※ 所得申告相談日程表の指定日にやむを得ず申告できない場合は、他の申告相談日に受付ます。(連絡は不要です。)

※3/1(金)、3/7(木)、3/8(金)、3/13(水)は申告相談日ではありません。ご注意ください。

※3/3(日)に申告相談日を設けておりますが、白河税務署が休みのため相談内容によっては、一日で終わらない場合があります。後日改めて相談となる場合がありますので、ご了承ください。また、この日は指定日に申告できない給与収入のみの方となります。

※今年度より住宅借入金等特別控除の受付はいたしませんのでご承知ください。

※ご不明な点がある方は、自立総務課税務グループ(Tel46-4572)へご連絡ください。